

北陸農政局消費・安全対策交付金事後評価第三者評価会設置要領

第1 趣旨

この要領は、消費・安全対策交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知）第7の3の（1）に基づき、北陸農政局における当該交付金に係る事後評価を適切に実施するため、第三者で構成する評価会（以下、「第三者評価会」という。）を設置することとし、その設置及び運営等に関する事項を定めるものとする。

第2 構成

- 1 第三者評価会は、国、都道府県又は政令指定都市、その他の関係行政団体に属する者以外の学識経験者等から、北陸農政局長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、事後評価を行う年度の委嘱を行った日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

第3 座長

- 1 第三者評価会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、第三者評価会を総括し、第三者評価会を代表する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

第4 第三者評価会の開催及び公表

- 1 第三者評価会は、北陸農政局が行った「消費・安全対策交付金に係る事業の事後評価」について、公平性確保の観点から評価内容の妥当性について検討し、意見を表明するものとする。
- 2 第三者評価会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 第三者評価会の意見の概要については、北陸農政局において公表するものとする。

第5 第三者評価会における検討事項

- 1 消費・安全対策交付金の事後評価に関する事項。
- 2 その他、消費・安全対策交付金の事後評価に関し必要な事項。

第6 その他

第三者評価会に関する事務局（庶務）は、関係課の協力を得て、消費生活課において行う。

第7 雑則

この要領に定めるほか、第三者評価会の運営に必要な事項は、第三者評価会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年9月2日から施行する。